



# 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (経済産業省連携事業)

平成28年度要求額  
7,000百万円（新規）

## 背景・目的

- 再生可能エネルギー電気については、FITによる普及拡大が進んでいるが、太陽光・風力をはじめ系統接続上の制約が顕在化しており、導入拡大に支障が生じている。また、FITのみに依存した再エネの普及は、系統制約以外にもコスト負担等の課題が多いため、系統制約の影響を受けない自家消費等の発電スキームを定着させていくことが重要である。
- 再生可能エネルギー熱については、ポテンシャルが大きい一方で、熱利用が現在化石燃料に大きく依存しており、それに伴うCO<sub>2</sub>排出が甚大であることから、温暖化対策上電気と同等以上に普及拡大を進める必要がある。熱利用には賦存量の不明確さによる事業リスク、広域利用の困難さ、規模が小さいことによるコストの増加、適正な燃料調達の持続可能性といった課題が多く、こうした課題を解決した上で着実に普及させていくことが重要である。

## 事業スキーム



## 再生可能エネルギー電気

各再生可能エネルギー電気の発電コスト等の上限を設けた上で通常の設置期間で費用回収が可能な低成本・自家消費型の再エネ導入を推進し、コスト低減を促進

### 温泉発電コスト上限



### バイオマス発電コスト上限



### 太陽光コスト上限（蓄電池あり）



低压電気料金  
27円/kWh

### 太陽光コスト上限（蓄電池なし）

高压電気料金  
17円/kWh

コスト引き下げ

コスト引き下げ

## 事業概要

### ① 再生可能エネルギー発電導入促進事業

系統への逆潮流による売電を行わない、自家消費や地産地消型の再生可能エネルギー発電を普及させる。電源毎に事業実施に係るコスト等の上限を設け、当該上限を満たすことが可能な事業者に対してのみ、設備導入費用の一部を補助することで、低成本で費用対効果の高い発電のモデルとなる事例を形成し、将来的な自立的普及を促進する。

### ② 再生可能エネルギー熱導入促進事業

再生可能エネルギー熱利用毎に、賦存量やコスト、燃料調達等の課題を特定し、適切な対応を行う場合に限って、事業化検討や設備導入に係る費用の一部を補助することで、普及を促進しつつ、波及的な効果が高い事例を形成し、将来的な自立的普及を促進する。

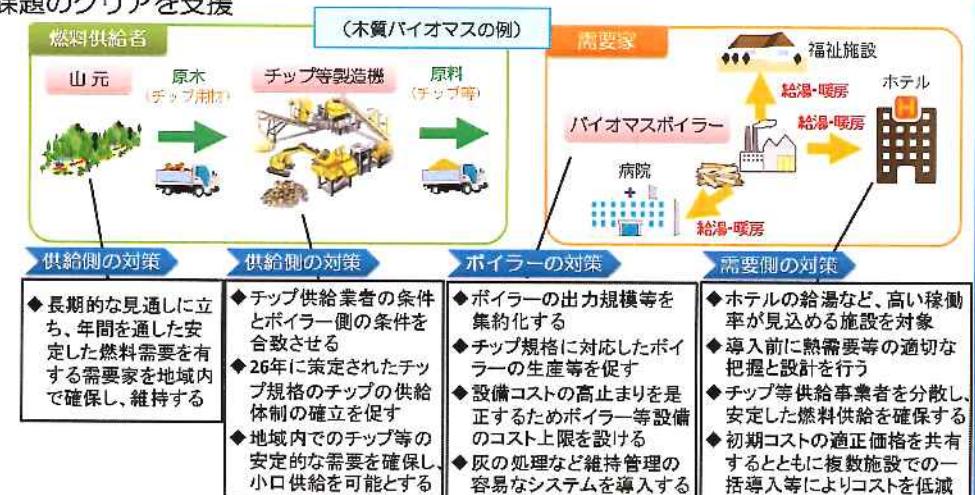
## 期待される効果

FITに依存しない費用対効果の高い再生可能エネルギー電気の導入事例や再生可能エネルギー熱の課題を解決した導入事例を蓄積し、将来的な自立的普及を図る。

## 再生可能エネルギー熱

## イメージ

バイオマス、地熱・地中熱等各熱利用特有の課題の特定、事業化計画の策定、課題のクリアを支援



# 再生可能エネルギー事業者支援補助金

## 平成28年度概算要求額 70.0億円（新規）

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 再生可能エネルギーはエネルギー起源の温室効果ガスの排出削減に寄与し、地域活性化に資する国産エネルギー源であること等から、再生可能エネルギー熱利用システムや発電システムの導入拡大が重要です。
- 本事業では、民間事業者が実施する、木質バイオマスや地中熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの木質バイオマス発電・太陽光発電等の発電システム、蓄電池の導入に対して補助を行い、地域における再生可能エネルギー利用の拡大を加速します。

#### 成果目標

- 再生可能エネルギーの導入量拡大を目指し、約300箇所の拠点で再生可能エネルギー設備の導入を加速します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助

国

補助（1/3、2/3）※

民間団体等

設置者

### 事業イメージ

#### 【再生可能エネルギーの内訳】

太陽熱利用、地中熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造  
太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電等（蓄電池含む）  
※「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものを対象とします。



木質バイオマス発電



地中熱利用



太陽光発電

#### 再生可能エネルギー事業者支援対策事業

【補助率 1/3以内、2/3以内】

- 民間事業者による再生可能エネルギー利用設備導入に対して補助を行います。（1/3以内）
- 民間事業者が地方自治体との連携・指定等を受けて行う再生可能エネルギー利用設備の導入に対して補助を行います。（2/3以内）

※地方公共団体等への補助は環境省が実施。

なお、平成27年度までに経産省補助事業で採択した地方公共団体等の事業については、平成28年度以降も経産省が補助を行います。（1／2以内）

# 再生エネルギーを熱でも利用しませんか？

再生可能エネルギー熱利用設備の導入を支援します！

## 1 補助対象となる再生可能エネルギー熱利用設備

再生熱の割合（再エネ率）が**10%以上**

または

再生熱の年間総発熱量が**200GJ以上**

$$\text{再エネ率} = \frac{A}{B} \times 100$$

A：再生熱利用設備から供給される年間総発熱量

※ 再生可能エネルギー熱利用設備を複数導入する場合は、その合計。

B：再生熱を利用する区域・用途で必要とされる年間熱量



- 再生熱の種類毎に、要件を満たす必要があります。

（規模、設備仕様、熱供給能力など）

## 2 補助対象事業者・補助率について

○地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業

- 地方公共団体
  - 非営利民間団体（社会福祉法人・医療法人・学校法人など）
- 補助対象経費の1/2以内  
1件当たりの年間の補助金額の上限額：10億円

○再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業

- 民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）
- 補助対象経費の1/3以内  
1件当たりの年間の補助金額の上限額：10億円

## 3 公募期間について

平成27年3月20日から平成27年11月30日まで。



・公募期間内は随时受け付けることとし、交付申請書の当協議会への到着時期により、上記の区切りで締切り、審査及び交付決定を行う予定です。国庫補助金予算であるため、各締切時点で予算額以上の申請があった場合は、公募期間中であっても公募中止することがありますのでご注意ください。

## 4 事業期間について

交付決定日から平成28年2月29日まで。

事業の実施計画上、単年度では事業完了が困難であると確認できる事業については、原則最大4年まで複数年度事業として申請ができます。（例：初年度実施設計、次年度設置工事）



当資料は、事業の概略を説明するものであって明確な要件を定義した資料ではありません。

詳細は「公募要領」（URL：[http://www.nepc.or.jp/topics/2015/0320\\_3.html](http://www.nepc.or.jp/topics/2015/0320_3.html)）をご確認下さい。

